



モニタリング強化型

特別保証制度

Point①

認定経営革新等支援機関による 月次資金繰り管理

保証付き融資実行後から認定経営革新等支援機関が、月次で資金繰り表作成をお手伝いし、資金繰り管理をご支援します。

Point②

金融機関・保証協会を 交えた4者協議

経営状況の変化を認定経営革新等支援機関が察知した場合、金融機関・保証協会と今後の方針を共に検討します。

ご利用いただける方

税理士や金融機関等の認定経営革新等支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行うことを誓約する書面を提出している方。

※認定経営革新等支援機関が申込金融機関である場合は、申込人の金融機関からの総借入金残高のうち申込金融機関におけるプロパー融資残高の割合が5割以上であるものに限ります。

取扱期間

令和8年3月16日

令和9年3月31日

令和11年3月31日

保証料
補助

1 / 2

※1 保証料補助率は1/2と必ずしも一致しない場合があります。詳細は裏面をご覧ください。
※2 条件変更に伴い追加して生じる保証料については補助の対象外となります。

モニタリング強化型特別保証制度

資格要件	認定経営革新等支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行うことを誓約する書面を提出している中小企業者。 なお、当該認定経営革新等支援機関が申込金融機関である場合は、申込人の金融機関からの総借入金残高のうち申込金融機関におけるローンを融資残高の割合が5割以上であるものに限る。																																								
保証限度額	2億8,000万円（組合等の場合は4億8,000万円）																																								
責任共有制度	責任共有対象																																								
対象資金	事業資金（運転資金及び設備資金）																																								
返済方法	一括返済または分割返済																																								
保証期間	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 10年以内 （据置期間は運転資金1年以内、設備資金及び運転設備資金3年以内）																																								
担保	必要に応じて徴求																																								
保証人	必要となる場合がある																																								
融資利率	金融機関所定利率																																								
保証料率	令和8年3月16日～令和9年3月31日申込分（単位：％）																																								
	<table><thead><tr><th>区分</th><th>①</th><th>②</th><th>③</th><th>④</th><th>⑤</th><th>⑥</th><th>⑦</th><th>⑧</th><th>⑨</th></tr></thead><tbody><tr><td>通常保証料率</td><td>1.90</td><td>1.75</td><td>1.55</td><td>1.35</td><td>1.15</td><td>1.00</td><td>0.80</td><td>0.60</td><td>0.45</td></tr><tr><td>保証料補助</td><td>0.95</td><td>0.87</td><td>0.77</td><td>0.67</td><td>0.57</td><td>0.50</td><td>0.40</td><td>0.30</td><td>0.22</td></tr><tr><td>事業者負担</td><td>0.95</td><td>0.88</td><td>0.78</td><td>0.68</td><td>0.58</td><td>0.50</td><td>0.40</td><td>0.30</td><td>0.23</td></tr></tbody></table>	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	通常保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	保証料補助	0.95	0.87	0.77	0.67	0.57	0.50	0.40	0.30	0.22	事業者負担	0.95	0.88	0.78	0.68	0.58	0.50	0.40	0.30	0.23
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																															
	通常保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45																															
保証料補助	0.95	0.87	0.77	0.67	0.57	0.50	0.40	0.30	0.22																																
事業者負担	0.95	0.88	0.78	0.68	0.58	0.50	0.40	0.30	0.23																																
→令和9年4月1日～令和11年3月31日申込分については保証料補助未定																																									
取扱期間	令和8年3月16日～令和11年3月31日当協会申込受付分																																								
添付書類	信用保証協会所定の申込資料のほか、次の資料を添付 ・モニタリング強化型特別保証制度資格要件申告書兼誓約書																																								



中小企業のベストパートナー

千葉県信用保証協会

本店保証部 ☎043-221-8111
松戸支店保証課 ☎047-365-6010
成長サポート部 ☎043-239-3281